

平成 28 年 10 月 28 日

【照会先】

福井労働局 労働基準部 監督課

課長 戸高 正博

過重労働特別監督監理官 井関 武彦

(かとか監理官)

(電話) 0776 (22) 2652

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国 43 会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【期間中の主な行事】

- ・ 街頭キャンペーン (11 月 1 日 (火) 7:30～8:15) 取材・撮影可
- ・ 労働局長によるベストプラクティス企業訪問 (11 月 16 日 (水) 13:30～)
取材・撮影可
- ・ 過労死等防止対策推進シンポジウム (11 月 27 日 (日) 13:30～16:30)

主な行事の詳細及びその他の取組については、次頁以降をご覧ください。

【取組概要】

- 1 国民への周知・啓発
 - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催します。
 - ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等と、その防止に対する関心と理解を深めるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。
- 2 過重労働解消キャンペーン
過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、下記のとおり、シンポジウムを開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

日 時 平成 28 年 11 月 27 日 (日) 13:30 ~ 16:30 (受付 13:00 ~)
場 所 フェニックスプラザ 地下大会議室
(福井市田原町 1 丁目 13 番 6 号) 【定員 120 名】

「過重労働解消キャンペーン」概要

- 1 労使の主体的な取組を促します
長時間労働の削減について、県内の使用者団体や労働組合に対し、福井労働局長名による協力要請を行います。
- 2 過労死等防止啓発月間に係る街頭キャンペーン
県等と連携し、下記のとおり、街頭でリーフレット配布の取組を行います。

日 時 平成 28 年 11 月 1 日 (火) 7:30 ~ 8:15
場 所 JR 福井駅前
参加機関 福井県、福井県労働者福祉協議会、連合福井

- 3 福井労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します
福井労働局長が時間外労働削減に向けた取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

訪問日時 平成 28 年 11 月 16 日 (水) 13:30
訪問企業 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 福井県済生会病院
(福井市和田中町舟橋 7 番地 1)
当日の概要 13:30 ~ 14:00 福井県済生会病院院長と福井労働局長の対談
14:00 ~ 14:30 院長及び局長による職場巡視
取材申込先 福井労働局 労働基準部 監督課 井関、または戸高(電話 22 - 2652)
集合時間 13:15
集合場所 福井県済生会病院 東館 3F ロビー
(健診センターなどが入っている建物です。)

対談、職場巡視ともに公開いたします。

4 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

5 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11月6日(日)9:00~17:00

フリーダイヤル: 0120(794)713

過重労働解消キャンペーン特設ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

福井
会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過 労 死 等 防 止 対 策
推 進 シ ン ポ ジ ウ ム

日時

平成28年11月27日(日)
13:30~16:30 (受付13:00~)

会場

フェニックスプラザ 地下大会議室
(福井県福井市田原1丁目13番6号)
[定員] 120名

主催：厚生労働省

後援：福井県、福井弁護士会

協力：全国過労死を考える家族の会、過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団全国連絡会議、福井過労死弁護団

福井会場

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

開会

主催者挨拶 福井労働局長 早木 武夫

講演Ⅰ「ワークライフバランス実現に向けて ～残業時間半減、利益162%で、出生率2.7倍!」

一之瀬 幸生 氏 (セントワークス株式会社 人事サービス部)

休憩

講演Ⅱ「産業医から見た過労死防止対策」

服部 真 氏 (石川県勤労者医療協会 城北病院 副院長)

質疑応答

遺族からの発言

閉会

会場のご案内

フェニックスプラザ

地下大会議室

(福井県福井市田原1丁目13番6号)

・JR 福井駅から、徒歩 20 分、車で 8 分前後



参加申込について

- 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

Webからの申し込み:下記ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

FAXでの申し込み:以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 052-915-1523

株式会社プロセスユニーク
過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に✓を入れてください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

ふりがな		参加の状況	<input type="checkbox"/> 今回初めて参加する
お名前			<input type="checkbox"/> 昨年も参加した
企業団体名			

個人として参加される方は、次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 自営業 パート・アルバイト 主婦 学生 無職
 教職員 弁護士 社会保険労務士 その他 []

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話: 052-934-7202 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

[開催地]

- 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県
- 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県
- 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
- 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 愛媛県
- 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

【専用フリーダイヤル】 0120-976-344

【専用ホームページ】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン 検索





11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

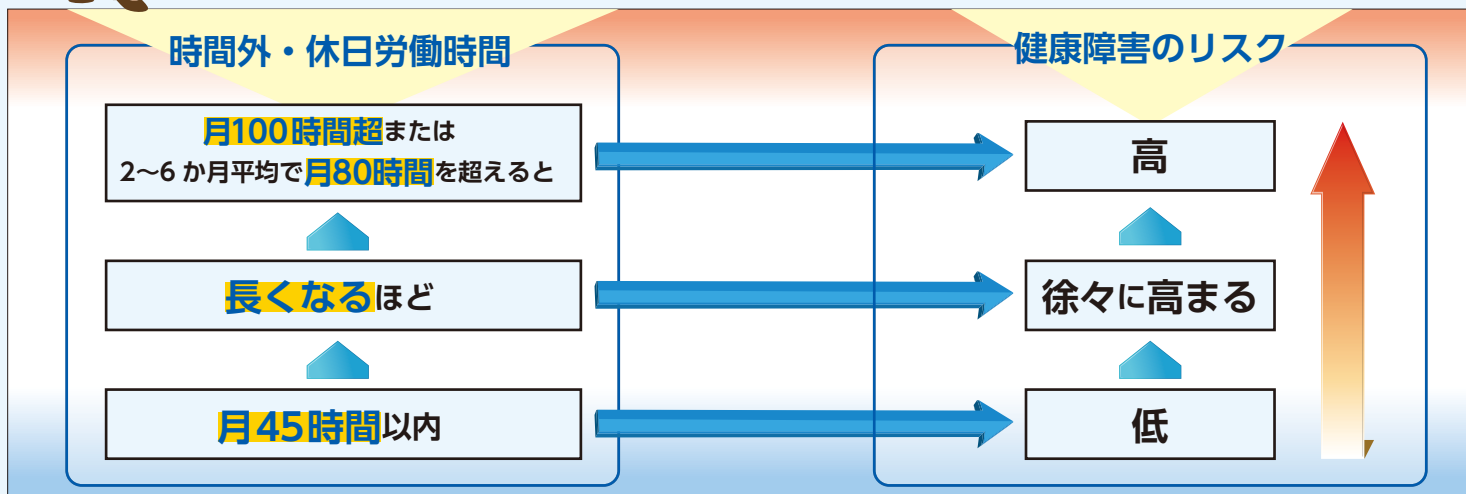


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - 特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）
 ※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）
 ※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）
 ※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
 ※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) **休日電話相談** ▶ **0120-794-713** フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 重点監督を実施します。**
 - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
 - ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。
実施日時：平成28年11月6日(日) 9:00～17:00 フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ ろうどう **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

- 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



11月は「過労死等防止啓発月間」です。

ストップ！ 過労死

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

自分のためにも家族のためにも
働き過ぎに注意して
日頃からのセルフケアに努めましょう



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
働き過ぎていることに気がついていないのでは？
健康な心と体、適切な労働時間、健全な労働環境
この機会に一度見直してみませんか？

これらの問題の解消のためにも
一度チェックして、相談

※裏面のチェックリストをご覧ください

一度チェックしてみましょう



- あなたは働き過ぎていると感じていませんか？
- 残業で毎日の帰宅が遅くなっていませんか？
 - 休日出勤が続いていませんか？
 - 仕事で寝不足になっていませんか？
- 残業が続くなどして気分が沈んだりしていませんか？
体調は大丈夫ですか？
- 会社は残業時間を正確に把握していますか？
 - 残業代は適正に支払われていますか？
- 会社の就業規則や雇用契約書、労働条件を確認したことがありますか？
(就業規則や雇用契約書、労働条件通知書にはその会社で働く上で大切なことが記載してあります。一度確認してみましょう。)
- アルバイトの求人情報に書いてあったことと、実際の労働条件が違うことはありませんか？ (アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。)

過重労働による健康障害を防止するために(時間外・休日労働時間の削減)

- ◇ 36 協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準※1に適合したものとする必要があります。
- ◇ 特別条項付き協定※2により月45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※1「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※2 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

**おかしいな?と感じたらご相談ください。
相談は無料です。**

◎ 県の労働相談窓口
月～金 9:00～17:00

◆ 福井県労使相談センター丹南事務所
福井県越前市中央2丁目5-36
越前市労働福祉会館1階
電話 0778-22-1006
Eメール rsst443@rhythm.ocn.ne.jp

◆ 福井県労使相談センター嶺南事務所
福井県敦賀市呉竹町1-41-15
奥野ビル102号室
電話 0770-22-1015
Eメール rssl231@siren.ocn.ne.jp

◆ 中小企業労働相談所
(福井県産業労働部労働政策課内)
電話 0776-20-0389

◎ 福井労働局の労働相談窓口

◆ 過重労働解消相談ダイヤル
平成28年11月6日(日) 9:00～17:00
0120-794-713
◆ 労働条件相談ほっとライン
0120-811-610 (月・火・木・金17:00～
22:00、土・日10:00～17:00)

◎ 連合福井

◆ なんでも労働相談ダイヤル 月～金 9:00～17:00
福井県福井市問屋町1丁目35番地
ユニオンプラザ福井2階
電話 0776-27-5556 / 0120-154-052

◎ ころろ支えるネットワーク(福井県労働者福祉協議会内)

◆ しごと悩み相談ダイヤル 月～金 9:00～17:00
仕事でころろが悩んだら...ころろふくい
電話 0120-556-291

福井県労働者福祉協議会

[協賛] 福井労働局、福井県、連合福井